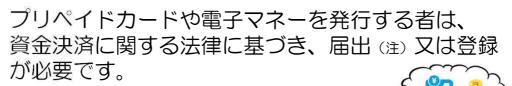
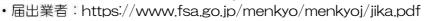


前払式支払手段を発行する者の 無届出業者・無登録業者に

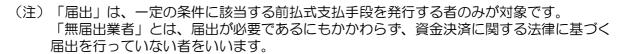




届出業者・登録業者の一覧は、 金融庁ホームページをご覧ください。



• 登録業者: https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/daisan.pdf



届出業者及び登録業者は、以下の規制の適用があります。

情報提供

利用者の方へ、プリペイドカードや電子マネーの利用可能店舗、利用上の注意等について、情報を提供します。

≤銭の保全

利用者の方から預かった金銭について保全が必要な額を算出し、供託等による資産保全を行っています。

▼ 利用終了時の払戻し

プリペイドカードや電子マネーの利用を終了する場合は、利用者の方に対して、その残高を払い戻します。

無届出業者・無登録業者の場合は、上記の規制の適用がなく、適切な情報提供、金銭の保全等を行っていない場合があり得ますので、 ご注意ください。

63

無届出業者・無登録業者と思われる者から勧誘等を受けた場合は、以下の連絡先までご相談ください。

【金融庁 金融サービス利用者相談室(平日10:00~17:00)】 電話(ナビダイヤル):0570-016811 (IP電話・PHSからは、03-5251-6811)



